

**【表紙】**

**【提出書類】** 四半期報告書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条の4の7第1項

**【提出先】** 福岡財務支局長

**【提出日】** 平成20年11月13日

**【四半期会計期間】** 第9期第2四半期(自平成20年7月1日至平成20年9月30日)

**【会社名】** 株式会社アイフリーク

**【英訳名】** I-FREEK CO., INC.

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 永田 万里子

**【本店の所在の場所】** 福岡県福岡市中央区大名二丁目4番22号

**【電話番号】** 092(738)3800 (代表)

**【事務連絡者氏名】** 取締役管理部長 山内 征宏

**【最寄りの連絡場所】** 福岡県福岡市中央区大名二丁目4番22号

**【電話番号】** 092(738)3800 (代表)

**【事務連絡者氏名】** 取締役管理部長 山内 征宏

**【縦覧に供する場所】** 株式会社アイフリーク 東京支店  
(東京都港区麻布十番一丁目10番10号)

株式会社大阪証券取引所  
(大阪府大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

##### 連結経営指標等

回次		第9期 第2四半期 連結累計期間	第9期 第2四半期 連結会計期間	第8期
会計期間		自 平成20年 4月1日 至 平成20年 9月30日	自 平成20年 7月1日 至 平成20年 9月30日	自 平成19年 4月1日 至 平成20年 3月31日
売上高	(千円)	1,356,915	869,364	1,926,874
経常利益(損失)	(千円)	44,385	3,724	330,710
四半期(当期)純利益(損失)	(千円)	12,883	20,421	158,250
純資産額	(千円)	-	1,386,924	1,375,550
総資産額	(千円)	-	1,957,976	1,736,499
1株当たり純資産額	(円)	-	60,780.96	60,476.54
1株当たり四半期(当期)純利益(損失)	(円)	568.13	902.14	6,967.70
潜在株式調整後 1株当たり四半期(当期)純利益	(円)	-	-	6,853.93
自己資本比率	(%)	-	68.9	79.1
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	124,231	-	98,528
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	241,820	-	328,871
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	25,146	-	1,996
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	(千円)	-	621,699	714,141
従業員数	(名)	-	106	89

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

## 2 【事業の内容】

当第2四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社の異動は「3 関係会社の状況」に記載のとおりであります。

## 3 【関係会社の状況】

当第2四半期連結会計期間において、以下の会社が新たに提出会社の関係会社となりました。

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合(%)	関係内容
(連結子会社) (株)日本インターシステム	東京都 豊島区	20,000	Eコマース事業	80.0	役員の兼任2名

(注) 主要な事業の内容欄には、事業の種類別セグメントの名称を記載しております。

また、第1四半期連結会計期間において、新たに持分法適用関連会社となった株式会社CLON Labは、平成20年8月の同社の第三者割当増資により、当社持分比率が低下したため、関係会社ではなくなりました。

## 4 【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

平成20年9月30日現在

従業員数(名)	106[7]
---------	--------

- (注) 1 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員数であります。
- 2 臨時雇用者数は、当第2四半期連結会計期間の平均人員を[ ]外数で記載しております。
- 3 従業員数には、使用人兼務取締役4名を含んでおります。
- 4 従業員数が当第2四半期連結会計期間において20名増加しておりますが、その主な理由は、株式会社日本インターシステムを新たに連結の範囲に含めたことによる、Eコマース事業の人員増加であります。

### (2) 提出会社の状況

平成20年9月30日現在

従業員数(名)	80[7]
---------	-------

- (注) 1 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員であります。
- 2 臨時雇用者数は、当第2四半期会計期間の平均人員を[ ]外数で記載しております。
- 3 従業員数には、使用人兼務取締役4名を含んでおります。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【販売の状況】

#### (1) 販売実績

当第2四半期連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	販売高(千円)
モバイルコンテンツ事業	449,201
モバイルイノベーション事業	43,023
Eコマース事業	377,138
合計	869,364

(注) 1 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。

相手先	当第2四半期連結会計期間	
	販売高(千円)	割合(%)
(株)NTTドコモ	315,294	36.3

(注) (株)NTTドコモは、平成20年7月1日付で(株)NTTドコモ九州を吸収合併しております。

2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

### 2 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 3 【財政状態及び経営成績の分析】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

#### (1) 業績の状況

当第2四半期連結会計期間におけるわが国経済は、サブプライムローン問題に端を発する世界的な金融市場の混乱、米国経済の景気減速兆候及び株価の大幅な下落等の影響から、企業収益の減少による設備投資が弱含みとなり、また雇用情勢にも鈍化がみられる等先行きが不透明な状況が続いております。

このような状況のもと、モバイル業界におきましては、携帯電話契約数が、当第2四半期連結会計期間末には前連結会計年度末比2.1%増の1億483万台となりました。また、第3世代移動通信サービスである3G対応の携帯電話契約数は、前連結会計年度末比6.4%増の9,365万台に達し、堅調な伸びを見せております（携帯電話契約数は社団法人電気通信事業者協会調べ）。株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社及びソフトバンクモバイル株式会社の主要3キャリアが新規に投入する機種の数多くには、当社グループが主力としているデコメーションを利用するための機能が標準で搭載されており、当社グループのサービスを利用できるユーザー数は増加しております。

一方で、デコメーションを含むいわゆるリッチコンテンツの普及、有料コンテンツと無料コンテンツの二極化等、モバイルコンテンツ業界の市場構造自体が急激に変化し、モバイルコンテンツを提供する企

業間の競争は激化しております。また、モバイルを活用したインターネット接続が急速に普及し、生活に欠かすことのできない重要な社会インフラとなったことで、携帯電話の高機能化による新技術への対応スピードを求められる等、当社グループを取り巻く環境の変化は続いております。

このような環境において、当社グループでは基幹事業のデコメーションコンテンツの充実はもとより、ライセンスとして海外へのHTML素材の提供、新たな収益機会の創出を目指したM&A等、総合コミュニケーションプロバイダーとして、「新しいモバイルコミュニケーション・ツールによる新しいライフスタイルの創造」をビジネスドメインとした展開を進めてまいりました。その一環として、当社グループが運営する、ケータイギフトコンテンツ「お気持ち.jp」の機能増強等を目的として、平成20年7月29日に株式会社日本インターシステムの株式80.0%を取得し連結子会社といたしました。また、平成20年8月29日には、中国国内にてSMS(注1)サービスを提供しているMobile Extreme Technology(Beijing)CO.,Ltdとの戦略的業務提携契約を締結いたしました。さらに、平成20年10月には、「きせかえコレクション」をファッション等のテーマに特化したコンテンツへのリニューアルを行い、新規ユーザーの獲得を目指しております。

以上の結果、当第2四半期連結会計期間における売上高は869,364千円、営業利益は785千円、経常損失は3,724千円、四半期純損失は20,421千円となりました。

事業の種類別セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

#### モバイルコンテンツ事業

モバイルコンテンツ事業におきましては、積極的かつ効果的な広告宣伝、コンテンツのリニューアル等を行い、コンテンツ利用者(ユーザー)の獲得を目指しながら収益性を高め、成長性の維持に取り組まれました。ユーザーが継続的に当社グループのコンテンツを利用したいと感じるような魅力的なライセンスの確保を進めてきたことで業績は堅調に推移し、売上高は449,201千円、営業利益は60,525千円となりました。

また、当社グループが提供するコンテンツの素材制作を担う独自のクリエイターネットワークサイト「CREPOS(クリポス)」の登録クリエイター数は、当第2四半期連結会計期間末において約4,000名(前連結会計年度末は約3,200名)、当社グループにおける総素材数は約108,000点(前連結会計年度末は約86,000点)となっており、高品質かつ人気の高い素材を安定的に確保し、多様化するユーザーニーズに対応してまいりました。

今後、デコメーション市場の拡大、モバイルでのFlash(R)(注2)活用による新サービス等、競合企業との競争が激化する中で、他社に先駆けた新たなコンテンツの投入、既存コンテンツのリニューアル、新技術への対応や優秀なクリエイターを確保することによる質の高いコンテンツ提供等に努め、更なる会員獲得を図ってまいります。

#### モバイルイノベーション事業

モバイルイノベーション事業におきましては、前連結会計年度からの継続した受託売上を中心に、売上高は43,023千円、営業損失は20,425千円となりました。

当第2四半期連結会計期間におきましては、収益構造の見直しを図ると共にモバイルコンテンツ事業で培ったリソースを有効に活かすべく、Flash(R)のモバイルコンテンツ制作体制の活用、CREPOS登録クリエイターの活用等により、受託ビジネスを拡大してまいりました。

今後は、受託ビジネスの拡大を図るべく、モバイルコンテンツ事業で培ったノウハウ、技術力及び顧客基盤等を有効活用しながら展開してまいります。

## Eコマース事業

Eコマース事業におきましては、平成20年6月にケータイギフトコンテンツ「お気持ち.jp」をグランドオープンした後、事業基盤確立のための会員獲得施策等を行いました。また、Eコマース事業強化等のため、平成20年7月29日には株式会社日本インターシステムの株式80.0%を取得し子会社化いたしました。以上の結果、売上高は377,138千円、営業損失は39,915千円となりました。

今後は、モバイルコンテンツ事業及びモバイルイノベーション事業で培ったノウハウ、技術力及び顧客基盤等を有効活用しながら早期に黒字化を目指し、さらに子会社化した株式会社日本インターシステムとのシナジー効果により当社グループの新たな収益源となるよう、事業拡大を図ってまいります。

- (注) 1 「SMS」は、携帯電話同士で短い文字メッセージを送受信できるサービスです。  
2 「Flash」は Adobe System Incorporated の米国ならびにその他の国における商標または登録商標です。

## (2) 財政状態の分析

流動資産は、第1四半期連結会計期間末に比べて112,553千円増加し、1,407,434千円となりました。これは主として、売掛金の増加149,073千円等によるものであります。

固定資産は、第1四半期連結会計期間末に比べて150,080千円増加し、550,541千円となりました。これは主として、株式会社日本インターシステムの株式取得に伴い発生したのれんの増加150,749千円等によるものであります。

この結果、総資産は、第1四半期連結会計期間末に比べて262,634千円増加し、1,957,976千円となりました。

流動負債は、第1四半期連結会計期間末に比べて266,542千円増加し、570,206千円となりました。これは主として、買掛金の増加120,793千円及び短期借入金の増加70,000千円等によるものであります。

固定負債は、第1四半期連結会計期間末に比べて7,499千円減少し、845千円となりました。これは、長期借入金の減少によるものであります。

この結果、負債合計は、第1四半期連結会計期間末に比べて259,043千円増加し、571,051千円となりました。

純資産は、第1四半期連結会計期間末に比べて3,590千円増加し、1,386,924千円となりました。これは主として、自己株式28,896千円により株主資本が減少したものの、少数株主持分35,004千円により純資産が増加したことによるものであります。

## (3) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は、連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出219,253千円等により、第1四半期連結会計期間末に比べて118,437千円減少し、当第2四半期連結会計期間末には621,699千円となりました。

当第2四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

### （営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は、45,905千円となりました。

これは、減価償却費25,422千円、仕入債務の増加42,960千円等により、資金が増加したことが主な要因であります。

### （投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は、197,251千円となりました。

これは、連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出219,253千円等によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果得られた資金は、32,907千円となりました。

これは、短期借入金の純増減額70,000千円等により資金が増加したものの、自己株式の取得による支出29,181千円等により資金が減少したことによるものであります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結会計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(5) 研究開発活動

当第2四半期連結会計期間において実施した研究開発活動はございません。

今後におきましては、当社グループの企業価値の向上に高い効果をもたらすサービスの研究開発、また、新技術への対応を行ってまいります。

### 第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第2四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第2四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更並びに重要な設備計画の完了はありません。

また、当第2四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等はありません。



## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	90,840
計	90,840

##### 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成20年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成20年11月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	22,722	22,730	大阪証券取引所 (ニッポン・ニュー・マー ケット「ヘラクレス」)	
計	22,722	22,730		

(注) 提出日現在発行数には、平成20年11月1日から本書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

平成18年11月7日の株式分割（1：2）の効力発生により、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額及び新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額が調整されており、以下は調整後の内容となっております。

平成13年改正旧商法に基づく新株予約権

第1回新株予約権

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数(個)	67
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	134
新株予約権の行使時の払込金額(円)	5,450 (注)1
新株予約権の行使期間	自平成20年2月1日 至平成28年1月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 5,450 資本組入額 2,725
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注)1 新株予約権の行使時の払込金額

新株予約権の1個当たりの払込金額は、1株当たりの払込金額5,450円に新株予約権の目的となる株式数を乗じた金額とする。

なお、新株予約権発行後、株式の分割または併合が行われる場合、上記払込金額は分割または併合の比率に応じ、次の算式により払込金額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、調整前払込金額を下回る価額で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使により新株を発行する場合は除く。）は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行う。

2 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者が、当社株式が日本国内の証券取引所に上場した日より次に掲げる期間において、権利行使が可能な新株予約権数の上限は、次のとおりとする。なお、新株予約権1個を最低行使単位とする。

a 期間

上場日より2年経過した日からとする。

b 権利行使可能な新株予約権数の上限

割当を受けた新株予約権のすべて。

新株予約権の行使時において、当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、創業者及びその親族、社外で割当を受けた者はこの限りではない。  
新株予約権の割当を受けた者が権利行使期間の初日以後に死亡した場合、当該割当を受けた者の相続人は当該新株予約権を相続できない。  
その他権利行使の条件については、新株予約権発行の取締役会決議及び株主総会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」で定めるところによる。

3 新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。

第2回新株予約権

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数(個)	25
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	50
新株予約権の行使時の払込金額(円)	5,450 (注)1
新株予約権の行使期間	自平成20年2月3日 至平成28年1月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 5,450 資本組入額 2,725
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注)1 新株予約権の行使時の払込金額

新株予約権の1個当たりの払込金額は、1株当たりの払込金額5,450円に新株予約権の目的となる株式数を乗じた金額とする。

なお、新株予約権発行後、株式の分割または併合が行われる場合、上記払込金額は分割または併合の比率に応じ、次の算式により払込金額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、調整前払込金額を下回る価額で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合(新株予約権の行使により新株を発行する場合は除く。)は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行う。

2 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者が、当社株式が日本国内の証券取引所に上場した日より次に掲げる期間において、権利行使が可能な新株予約権数の上限は、次のとおりとする。なお、新株予約権1個を最低行使単位とする。

- a 期間  
上場日より半年経過した日から、上場日より2年経過する日まで
- b 権利行使可能な新株予約権数の上限  
割当を受けた新株予約権数の2分の1まで(小数点1位以下は切り上げ)。ただし、当該上限個数が1個未満のときは1個まで。
- a 期間  
上場日より2年経過した日から上場日より5年経過する日まで
- b 権利行使可能な新株予約権数の上限  
割当を受けた新株予約権のすべて。

なお、平成18年10月26日開催の臨時株主総会決議及び同日開催の取締役会決議において、新株予約権の行使条件における「期間」及び「権利行使可能な新株予約権数の上限」を、それぞれ「平成18年10月26日以降」及び「割当を受けた新株予約権のすべて」に変更しております。

新株予約権の行使時において、当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、創業者及びその親族、社外で割当を受けた者はこの限りではない。新株予約権の割当を受けた者が権利行使期間の初日以後に死亡した場合、当該割当を受けた者の相続人は当該新株予約権を相続できない。

その他権利行使の条件については、新株予約権発行の取締役会決議及び株主総会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」で定めるところによる。

### 3 新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。

### 第3回新株予約権

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数(個)	33
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	66
新株予約権の行使時の払込金額(円)	5,450 (注)1
新株予約権の行使期間	自平成20年2月1日 至平成28年1月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 5,450 資本組入額 2,725
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

#### (注)1 新株予約権の行使時の払込金額

新株予約権の1個当たりの払込金額は、1株当たりの払込金額5,450円に新株予約権の目的となる株式数を乗じた金額とする。

なお、新株予約権発行後、株式の分割または併合が行われる場合、上記払込金額は分割または併合の比率に応じ、次の算式により払込金額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、調整前払込金額を下回る価額で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合(新株予約権の行使により新株を発行する場合は除く。)は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行う。

## 2 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者が、当社株式が日本国内の証券取引所に上場した日より次に掲げる期間において、権利行使が可能な新株予約権数の上限は、次のとおりとする。なお、新株予約権1個を最低行使単位とする。

### a 期間

上場日より2年経過した日からとする。

### b 権利行使可能な新株予約権数の上限

割当を受けた新株予約権のすべて。

新株予約権の行使時において、当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、創業者及びその親族、社外で割当を受けた者はこの限りではない。

新株予約権の割当を受けた者が権利行使期間の初日以後に死亡した場合、当該割当を受けた者の相続人は当該新株予約権を相続できない。

その他権利行使の条件については、新株予約権発行の取締役会決議及び株主総会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」で定めるところによる。

## 3 新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。

## 第4回新株予約権

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数(個)	1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	5,450 (注)1
新株予約権の行使期間	自平成18年2月3日 至平成28年1月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 5,450 資本組入額 2,725
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

### (注)1 新株予約権の行使時の払込金額

新株予約権の1個当たりの払込金額は、1株当たりの払込金額5,450円に新株予約権の目的となる株式数を乗じた金額とする。

なお、新株予約権発行後、株式の分割または併合が行われる場合、上記払込金額は分割または併合の比率に応じ、次の算式により払込金額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、調整前払込金額を下回る価額で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合(新株予約権の行使により新株を発行する場合は除く。)は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行う。

## 2 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者が、当社株式が日本国内の証券取引所に上場した日より次に掲げる期間において、権利行使が可能な新株予約権数の上限は、次のとおりとする。なお、新株予約権1個を最低行使単位とする。

### a 期間

上場日より半年経過した日から、上場日より2年経過する日まで

### b 権利行使可能な新株予約権数の上限

割当を受けた新株予約権数の2分の1まで（小数点1位以下は切り上げ）。ただし、当該上限個数が1個未満のときは1個まで。

### a 期間

上場日より2年経過した日から上場日より5年経過する日まで

### b 権利行使可能な新株予約権数の上限

割当を受けた新株予約権のすべて。

新株予約権の行使時において、当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、創業者及びその親族、社外で割当を受けた者はこの限りではない。

新株予約権の割当を受けた者が権利行使期間の初日以後に死亡した場合、当該割当を受けた者の相続人は当該新株予約権を相続できない。

その他権利行使の条件については、新株予約権発行の取締役会決議及び株主総会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」で定めるところによる。

## 3 新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。

## 会社法に基づく新株予約権

### 第5回新株予約権

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数(個)	27
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	54
新株予約権の行使時の払込金額(円)	35,500 (注)1
新株予約権の行使期間	自平成20年9月1日 至平成28年8月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 35,500 資本組入額 17,750
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

#### (注)1 新株予約権の行使時の払込金額

新株予約権の1個当たりの払込をすべき金額は、1株当たりの払込金額35,500円（以下「行使価額」という。）に新株予約権の目的となる株式数を乗じた金額とする。

なお、新株予約権発行後、株式の分割または併合が行われる場合、上記行使金額は分割または併合の比率に応じ、次の算式により調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、調整前行使金額を下回る価額で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使により新株を発行する場合は除く。）は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

## 2 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者が、当社株式が日本国内の証券取引所に上場した日より次に掲げる期間において、権利行使が可能な新株予約権数の上限は、次のとおりとする。なお、新株予約権1個を最低行使単位とする。

### a 期間

上場日より2年経過した日からとする。

### b 権利行使可能な新株予約権数の上限

割当を受けた新株予約権のすべて。

新株予約権の行使時において、当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、創業者及びその親族、社外で割当を受けた者はこの限りではない。

新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合、当該割当を受けた者の相続人は当該新株予約権を行使できない。

その他権利行使の条件については、新株予約権発行の取締役会決議及び株主総会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」で定めるところによる。

## 3 新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。

## 第6回新株予約権

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数(個)	200
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	200 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	78,195 (注)2
新株予約権の行使期間	自平成22年7月26日 至平成24年7月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 78,195 資本組入額 39,098
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

- (注) 1 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整し、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。  
調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率  
また、当社が合併する場合、会社分割を行う場合及びその他これらの場合に準じて新株予約権の目的たる株式の数を調整すべき場合、当社取締役会において必要と認める株式数の調整を行う。

- 2 新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）の属する月の前月各日（取引が成立しない日を除く）の大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1 円未満の端数は切り上げる。  
ただし、その価額が新株予約権割当日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、新株予約権割当日の終値とする。  
なお、新株予約権割当後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数を切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権割当後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分（新株予約権の行使による場合を除く）を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」にそれぞれ読み替えるものとする。

- 3 本新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位にあることを要する。  
新株予約権者が死亡した場合、当該割当を受けた者の相続人は当該新株予約権を行使できない。  
この他権利行使条件については、新株予約権の募集事項を定める取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるものとする。
- 4 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
- 5 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、募集新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ロ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、決定する。

ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

ホ 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとする。

ヘ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

ト 新株予約権の行使の条件

新株予約権の行使の条件に準じて決定する。

チ 再編対象会社による新株予約権の取得事由および条件

以下に準じて決定する。



当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき、当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当該新株予約権を無償で取得することができる。

当社は、新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。

#### 第7回新株予約権

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数(個)	107
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	107 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	78,195 (注)2
新株予約権の行使期間	自平成22年7月26日 至平成24年7月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 78,195 資本組入額 39,098
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

(注) 1 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併する場合、会社分割を行う場合及びその他これらの場合に準じて新株予約権の目的たる株式の数を調整すべき場合、当社取締役会において必要と認める株式数の調整を行う。

2 新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)の属する月の前月各日(取引が成立しない日を除く)の大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。

ただし、その価額が新株予約権割当日の終値(取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、新株予約権割当日の終値とする。

なお、新株予約権割当後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数を切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times 1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権割当後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分(新株予約権の行使による場合を除く)を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」にそれぞれ読み替えるものとする。

3 本新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位にあることを要する。

新株予約権者が死亡した場合、当該割当を受けた者の相続人は当該新株予約権を行使できない。

この他権利行使条件については、新株予約権の募集事項を定める取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるものとする。

- 4 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
- 5 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、募集新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ロ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、決定する。
- ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
- ホ 新株予約権を行使することができる期間  
新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- ヘ 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- ト 新株予約権の行使の条件  
新株予約権の行使の条件に準じて決定する。
- チ 再編対象会社による新株予約権の取得事由および条件  
以下に準じて決定する。  
当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき、当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当該新株予約権を無償で取得することができる。  
当社は、新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。

#### 第8回新株予約権

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数(個)	5
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	5 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	78,195 (注)2
新株予約権の行使期間	自平成22年7月26日 至平成24年7月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 78,195 資本組入額 39,098
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

- (注) 1 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整し、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。  
調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率  
また、当社が合併する場合、会社分割を行う場合及びその他これらの場合に準じて新株予約権の目的たる株式の数を調整すべき場合、当社取締役会において必要と認める株式数の調整を行う。

- 2 新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）の属する月の前月各日（取引が成立しない日を除く）の大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1 円未満の端数は切り上げる。

ただし、その価額が新株予約権割当日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、新株予約権割当日の終値とする。

なお、新株予約権割当後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数を切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権割当後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分（新株予約権の行使による場合を除く）を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」にそれぞれ読み替えるものとする。

- 3 本新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位にあることを要する。

新株予約権者が死亡した場合、当該割当を受けた者の相続人は当該新株予約権を行使できない。

この他権利行使条件については、新株予約権の募集事項を定める取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるものとする。

- 4 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

- 5 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、募集新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ロ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、決定する。

ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

ホ 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとする。

ヘ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

ト 新株予約権の行使の条件

新株予約権の行使の条件に準じて決定する。

チ 再編対象会社による新株予約権の取得事由および条件

以下に準じて決定する。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき、当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当該新株予約権を無償で取得することができる。

当社は、新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成20年7月1日～ 平成20年9月30日(注)	2	22,722	5	458,039	5	448,039

(注) 新株予約権の行使による増加であります。

(5) 【大株主の状況】

平成20年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
永田 万里子	福岡県福岡市中央区	10,700	47.09
R I P 1号 R & D 投資組合	東京都中央区銀座 8 丁目 4 番17号	600	2.64
電通ドットコム第三号投資事業 有限責任組合	東京都中央区築地 1 丁目 9 番 5 号	600	2.64
高木 勝	福岡県福岡市中央区	480	2.11
新島 昌裕	福岡県福岡市南区	439	1.93
大阪証券金融株式会社	大阪府大阪市中央区北浜 2 丁目 4 番 6 号	398	1.75
野武 洋平	山梨県都留市	374	1.65
北村 勝利	埼玉県新座市	250	1.10
松井証券株式会社(業務口)	東京都千代田区麹町 1 丁目 4 番	218	0.96
是枝 利雄	東京都大田区	184	0.81
計		14,243	62.68

(注) 上記のほか当社所有の自己株式526株(2.31%)があります。

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成20年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 526		
完全議決権株式(その他)	普通株式 22,196	22,196	
単元未満株式			
発行済株式総数	22,722		
総株主の議決権		22,196	

【自己株式等】

平成20年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社アイフリーク	福岡県福岡市中央区大名 2丁目4番22号	526		526	2.31
計		526		526	2.31

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年 4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	139,000	134,000	97,000	65,800	52,400	65,000
最低(円)	110,000	85,000	59,000	46,200	31,100	45,500

(注) 株価は、大阪証券取引所ニッポン・ニューマーケット「ヘラクレス」におけるものであります。

3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

## 第5 【経理の状況】

### 1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第2四半期連結会計期間(平成20年7月1日から平成20年9月30日まで)及び当第2四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、あずさ監査法人により四半期レビューを受けております。

## 1【四半期連結財務諸表】

## (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	621,699	714,141
売掛金	633,229	561,364
商品	86,956	-
仕掛品	10,143	424
その他	61,188	82,392
貸倒引当金	5,783	4,837
流動資産合計	1,407,434	1,353,485
固定資産		
有形固定資産	73,148	74,192
無形固定資産		
のれん	150,749	-
ソフトウェア	186,014	151,208
その他	16,322	65,152
無形固定資産合計	353,086	216,361
投資その他の資産	124,307	92,459
固定資産合計	550,541	383,013
資産合計	1,957,976	1,736,499
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	146,693	41,276
短期借入金	100,000	30,000
1年内返済予定の長期借入金	29,996	29,996
未払法人税等	70,098	99,202
賞与引当金	39,094	33,535
ポイント引当金	23,893	-
その他	160,429	111,094
流動負債合計	570,206	345,105
固定負債		
長期借入金	845	15,843
固定負債合計	845	15,843
負債合計	571,051	360,948
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	458,039	458,028
資本剰余金	448,039	448,028
利益剰余金	471,912	467,849
自己株式	28,896	-
株主資本合計	1,349,094	1,373,906
新株予約権	2,826	1,644
少数株主持分	35,004	-
純資産合計	1,386,924	1,375,550
負債純資産合計	1,957,976	1,736,499



(2)【四半期連結損益計算書】  
【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)
売上高	1,356,915
売上原価	593,993
売上総利益	762,921
販売費及び一般管理費	1 701,852
営業利益	61,068
営業外収益	
受取利息	1,254
その他	120
営業外収益合計	1,375
営業外費用	
支払利息	825
持分法による投資損失	16,946
その他	285
営業外費用合計	18,057
経常利益	44,385
特別損失	
ソフトウェア除却損	245
特別損失合計	245
税金等調整前四半期純利益	44,140
法人税等	56,861
少数株主利益	163
四半期純損失( )	12,883

【第2四半期連結会計期間】

(単位：千円)

	当第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)
売上高	869,364
売上原価	419,779
売上総利益	449,584
販売費及び一般管理費	1 448,799
営業利益	785
営業外収益	
受取利息	655
その他	116
営業外収益合計	771
営業外費用	
支払利息	430
持分法による投資損失	4,564
その他	285
営業外費用合計	5,280
経常損失( )	3,724
特別損失	
ソフトウェア除却損	245
特別損失合計	245
税金等調整前四半期純利益	3,969
法人税等	16,288
少数株主利益	163
四半期純損失( )	20,421

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当第2四半期連結累計期間  
(自平成20年4月1日  
至平成20年9月30日)

<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	
税金等調整前四半期純利益	44,140
減価償却費	49,569
のれん償却額	7,934
貸倒引当金の増減額（は減少）	154
賞与引当金の増減額（は減少）	771
ポイント引当金の増減額（は減少）	735
持分法による投資損益（は益）	16,946
売上債権の増減額（は増加）	51,398
たな卸資産の増減額（は増加）	17,614
仕入債務の増減額（は減少）	29,911
未払金の増減額（は減少）	28,032
未払消費税等の増減額（は減少）	3,913
その他	14,364
小計	222,124
法人税等の支払額	97,893
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>124,231</b>
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	
有形固定資産の取得による支出	9,167
無形固定資産の取得による支出	15,913
投資有価証券の償還による収入	20,000
関係会社株式の取得による支出	40,000
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	219,253
貸付金の回収による収入	21,000
その他	1,514
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>241,820</b>
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	
短期借入金の純増減額（は減少）	70,000
長期借入金の返済による支出	14,998
株式の発行による収入	21
自己株式の取得による支出	29,181
利息の支払額	695
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>25,146</b>
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	92,442
現金及び現金同等物の期首残高	714,141
現金及び現金同等物の四半期末残高	621,699

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)
<p>1 連結の範囲に関する事項の変更 当第2四半期連結会計期間から、株式の取得により株式会社日本インターシステムを連結の範囲に含めております。</p>
<p>2 持分法の適用に関する事項の変更 (1) 関連会社 第1四半期連結会計期間から、株式の取得により株式会社CLON Labを持分法の適用範囲に含めておりますが、当第2四半期連結会計期間から、株式会社CLON Labは第三者割当増資に伴う持分比率の低下により、関連会社ではなくなったため、持分法の適用範囲から除外しております。</p>
<p>3 会計処理基準に関する事項の変更 (1) 棚卸資産の評価に関する会計基準の適用 「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成18年7月5日 企業会計基準第9号)を第1四半期連結会計期間から適用し、評価基準については、原価法から原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)に変更しております。 この結果、従来の方法によった場合に比べて、当第2四半期連結累計期間の売上総利益、営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益が6,853千円それぞれ減少しております。 なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。</p> <p>(2) リース取引に関する会計基準等の適用 「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成5年6月17日 最終改正平成19年3月30日 企業会計基準第13号)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会平成6年1月18日 最終改正平成19年3月30日 企業会計基準適用指針第16号)を第1四半期連結会計期間から早期に適用し、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理から通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理に変更し、リース資産として計上しております。 また、リース資産の減価償却の方法は、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する方法によっております。 なお、リース取引開始日が適用初年度前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しております。 この変更による損益に与える影響はありません。</p>

【簡便な会計処理】

当第2四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
1 固定資産の減価償却費の算定方法 定率法を採用している資産については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。
2 法人税等並びに繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法 法人税等の納付税額の算定に関しては、加味する加減算項目や税額控除項目を重要なものに限定する方法によっております。 繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前連結会計年度末以降に経営環境等、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められるので、前連結会計年度において使用した将来の業績予想やタックス・プランニングを利用する方法によっております。

【四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理】

当第2四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
1 税金費用の計算 税金費用については、当第2四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。 なお、法人税等調整額は、法人税等を含めて表示しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
1 有形固定資産の減価償却累計額 59,965千円	1 有形固定資産の減価償却累計額 40,495千円

(四半期連結損益計算書関係)

第2四半期連結累計期間

当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	
1 販売費及び一般管理費の主要項目	
広告宣伝費	230,310千円
回収代行手数料	81,013千円
給与手当	108,218千円
賞与引当金繰入額	20,377千円

第2四半期連結会計期間

当第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)	
1 販売費及び一般管理費の主要項目	
広告宣伝費	146,480千円
回収代行手数料	42,749千円
給与手当	65,871千円
賞与引当金繰入額	11,143千円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	
1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表の現金及び預金勘定の金額は一致しております。	

(株主資本等関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成20年9月30日)及び当第2四半期連結累計期間(自平成20年4月1日  
至平成20年9月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第2四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	22,722

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当第2四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	526

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内容	目的となる 株式の種類	目的となる 株式の数(株)	当第2四半期 連結会計期間末 残高(千円)
提出会社	ストック・オプション としての新株予約権			2,826
合計				2,826

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

5 株主資本の著しい変動に関する事項

該当事項はありません。

(リース取引関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成20年9月30日)及び当第2四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)

リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて処理を行っておりますが、内容の重要性が乏しく、契約1件当たりの金額が少額なリース取引のため、記載を省略しております。

(有価証券関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成20年9月30日)

満期保有目的の債券で時価のあるもの及びその他有価証券で時価のあるものはありません。

(デリバティブ取引関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成20年9月30日)

デリバティブ取引を全く利用していないため、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当第2四半期連結会計期間(自平成20年7月1日至平成20年9月30日)

1 スtock・オプションに係る当第2四半期連結会計期間における費用計上額及び科目名

当第2四半期連結財務諸表への影響額に重要性があるものはありません。

2 当第2四半期連結会計期間に付与したストック・オプションの内容

	第6回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 5名
株式の種類別ストック・オプション付与数	普通株式 200株
付与日	平成20年7月25日
権利確定条件	付与日(平成20年7月25日)以降、権利確定日(平成22年7月25日)まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	平成20年7月25日～平成22年7月25日
権利行使期間	平成22年7月26日～平成24年7月25日
権利行使価格	78,195円
付与日における公正な評価単価	29,595円



第7回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	当社の従業員 31名
株式の種類別ストック・オプション付与数	普通株式 113株
付与日	平成20年7月25日
権利確定条件	付与日（平成20年7月25日）以降、権利確定日（平成22年7月25日）まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	平成20年7月25日～平成22年7月25日
権利行使期間	平成22年7月26日～平成24年7月25日
権利行使価格	78,195円
付与日における公正な評価単価	29,595円

第8回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	当社の従業員 1名
株式の種類別ストック・オプション付与数	普通株式 5株
付与日	平成20年7月25日
権利確定条件	付与日（平成20年7月25日）以降、権利確定日（平成22年7月25日）まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	平成20年7月25日～平成22年7月25日
権利行使期間	平成22年7月26日～平成24年7月25日
権利行使価格	78,195円
付与日における公正な評価単価	29,595円

### 3 当第2四半期連結会計期間におけるストック・オプションの条件変更

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

当第2四半期連結会計期間(自平成20年7月1日至平成20年9月30日)

1 パーチェス法の適用

- (1) 取得企業の名称及びその事業の内容、企業結合を行った主な理由、企業結合日、企業結合の法的形式及び取得した議決権比率

被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 株式会社日本インターシステム

事業の内容 モバイルコマース構築・運営システムのサービス提供等

企業結合を行った主な理由

当社グループは、携帯電話向けHTMLメールサービスを軸としたモバイルコンテンツ事業及びEコマース事業を展開しております。一方、株式会社日本インターシステムは、モバイルコマース構築・運営システムのサービス提供等を行っております。

当社グループと株式会社日本インターシステムが持ちえるノウハウと主体事業の相乗効果により、Eコマース事業をより強固なものにすることができるとの判断から、当該株式を取得いたしました。

企業結合日

平成20年7月29日

企業結合の法的形式

株式取得

取得した議決権比率

80.0%

- (2) 四半期連結財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間

平成20年7月1日から平成20年9月30日まで

- (3) 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価	株式会社日本インターシステムの株式	290,000千円
取得に直接要した支出	アドバイザー費用等	8,050千円
取得原価		298,050千円

- (4) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

発生したのれん

158,683千円

発生原因

当社グループと株式会社日本インターシステムが持つEコマースにおけるノウハウの相乗効果によって期待される超過収益力であります。

償却方法及び償却期間

5年間で均等償却

- (5) 企業結合が当連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当四半期連結累計期間に係る四半期連結損益計算書に及ぼす影響の概算額

売上高	375,554千円
経常利益	7,720千円
四半期純利益	375千円

概算額は、企業結合が当期首に完了したと仮定して算定された売上高、経常利益、四半期純利益との差額であります。また、企業結合時に認識されたのれんが当期首に発生したものとし、償却額を算定しております。

なお、影響の概算額については監査証明を受けておりません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第2四半期連結会計期間(自平成20年7月1日至平成20年9月30日)

	モバイルコン テンツ事業 (千円)	モバイルイ ノベーション 事業(千円)	Eコマース 事業 (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高						
(1) 外部顧客に 対する売上高	449,201	43,023	377,138	869,364	-	869,364
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	3,517	-	3,517	(3,517)	-
計	449,201	46,540	377,138	872,881	(3,517)	869,364
営業利益又は営業損失( )	60,525	20,425	39,915	185	600	785

当第2四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)

	モバイルコン テンツ事業 (千円)	モバイルイ ノベーション 事業(千円)	Eコマース 事業 (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高						
(1) 外部顧客に 対する売上高	904,768	74,907	377,239	1,356,915	-	1,356,915
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	4,805	-	4,805	(4,805)	-
計	904,768	79,712	377,239	1,361,720	(4,805)	1,356,915
営業利益又は営業損失( )	159,964	25,251	74,544	60,168	900	61,068

(注) 1 事業の区分は、内部管理上採用している区分によっております。

2 各区分に属する主要な品目

- (1) モバイルコンテンツ事業：モバイルコンテンツ公式サイトの企画運営。
- (2) モバイルイノベーション事業：企業向けモバイルソリューションサービスの提供。
- (3) Eコマース事業：電子カタログギフトサイトの企画運営、モバイルコマース構築・運営システムのサービス提供。

3 事業名称の変更

平成20年4月の組織変更により事業部門の名称を変更したことに伴い、事業の種類別セグメントの名称を、従来の「モバイルマーケティング事業」から「モバイルイノベーション事業」に変更しております。変更は名称のみであり、これによる事業の種類別セグメント情報の損益に与える影響はありません。

4 「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成18年7月5日企業会計基準第9号)を第1四半期連結会計期間から適用し、評価基準については、原価法から原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)に変更しております。

この結果、従来の方法によった場合に比べて、当第2四半期連結累計期間の売上総利益及び営業利益はモバイルイノベーション事業が6,853千円それぞれ減少しております。

5 当第2四半期連結会計期間において、株式取得により株式会社日本インターシステムが連結子会社になったことに伴い、Eコマース事業における資産の金額が417,816千円増加しております。

**【所在地別セグメント情報】**

当第2四半期連結会計期間(自平成20年7月1日至平成20年9月30日)及び当第2四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)

在外子会社及び在外支店がないため、記載を省略しております。

**【海外売上高】**

当第2四半期連結会計期間(自平成20年7月1日至平成20年9月30日)及び当第2四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)

海外売上高がないため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
1株当たり純資産額 60,780円96銭	1株当たり純資産額 60,476円54銭

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎

項目	当第2四半期 連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
純資産の部の合計額(千円)	1,386,924	1,375,550
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	37,830	1,644
(うち新株予約権)	(2,826)	(1,644)
(うち少数株主持分)	(35,004)	(-)
普通株式に係る四半期連結会計期間末(連結会計年度末)の純資産額(千円)	1,349,094	1,373,906
1株当たり純資産額の算定に用いられた四半期連結会計期間末(連結会計年度末)の普通株式の数(株)	22,196	22,718

2 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益

第2四半期連結累計期間

当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)
1株当たり四半期純損失( ) 568円13銭 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純損失の算定上の基礎

項目	当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)
四半期連結損益計算書上の四半期純損失( )(千円)	12,883
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る四半期純損失( )(千円)	12,883
普通株式の期中平均株式数(株)	22,677
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要	第6回新株予約権(200個)、第7回新株予約権(107個)、第8回新株予約権(5個) この概要は、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

第2 四半期連結会計期間

当第2 四半期連結会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)	
1株当たり四半期純損失( )	902円14銭
なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため記載していません。	

(注) 1株当たり四半期純損失の算定上の基礎

項目	当第2 四半期連結会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)
四半期連結損益計算書上の四半期純損失( ) (千円)	20,421
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る四半期純損失( )(千円)	20,421
普通株式の期中平均株式数(株)	22,637
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要	第6回新株予約権(200個)、第7回新株予約権(107個)、第8回新株予約権(5個) この概要は、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 2【その他】

該当事項はありません。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。



## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年11月11日

株式会社アイフリーク  
取締役会 御中

あ ず さ 監 査 法 人

指定社員 公認会計士 筆 野 力  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 原 田 清 朗  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社アイフリークの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成20年7月1日から平成20年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社アイフリーク及び連結子会社の平成20年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。